

様式第2号（第5条関係）

公共下水道普及促進助成金交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

阿南市長 宛て

申請者住所 阿南市〇〇町〇〇 〇〇番地

ふりがな 氏名 あなん たろう
阿南 太郎

法人の場合は、代表者の氏名も記入してください。

電話番号 0884(〇〇)〇〇〇〇

次のとおり公共下水道普及促進助成金の交付を受けたいので、阿南市公共下水道普及促進助成金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

改造工事を行う建物の所在地	阿南市 富岡町〇〇 〇〇番地		
指定工事店名	株式会社 〇〇工務店		
改 造 工 事 費 用	〇〇〇, 〇〇〇 円		
上記建物の下水道供用開始日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
工事着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
工事完了予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
助成金交付申請額	助 成 金	〇〇〇, 〇〇〇 円	合 計 〇〇〇, 〇〇〇 円
	便所改造加算	円	
	屋内配管加算	〇〇〇, 〇〇〇 円	
	浄化槽廃止加算	〇〇〇, 〇〇〇 円	

- 添付書類 :対象画地に係る受益者負担金納付誓約書（様式第1号）（全額納付済みの場合を除く。）
 :申請者が当該建物の納税義務者であること及び市税を滞納していないことを証する書面（様式第3号）
 :当該改造工事に係る指定工事店からの見積書の写し（接続申請書に添付した見積書と同じものとする。）
 :その他

はじめに

- 助成金の交付は、「既存の浄化槽又はくみ取便所からの切替」であることが条件です。（新築は対象外）
- この申請書は、排水設備等（新設・増設・改築・変更）計画確認申請書と併せて提出してください（後日提出は受け付けません）。
- 助成金の交付は、1画地につき1回を限度とします。

※「画地」とは、いわゆる「建物の敷地」のことです（一軒の家に対し、土地が1筆のみの場合と、2筆以上ある場合がありますが、どちらも「1画地」です）。なお、市が行う公共ますの設置は、「1画地あたり1箇所」を原則としています。申請者の都合による公共ますの移設、追加等については、個人負担となります（要協議）。

(申請者) 建物所有者（建物の納税義務者）であることが条件です。

- 計画確認申請書の申請者と同一にしてください。
- 「納税義務者」とは、1月1日時点における固定資産の所有者として、市の固定資産課税台帳に登録されている方です。様式第2号による証明を受けてください（1月1日以降の売買、死亡等により所有者が変わった場合は、様式第2号による証明はできません。下水道課と協議が必要となります）。

(改造工事費用) 見積書の金額を記載してください。

- 「改造工事」とは、くみ取便所を水洗便所に改造し、又は既存の浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する工事のことです。

(供用開始日) 不明の場合は、下水道課にお問い合わせください。

- 供用開始日から完了検査合格日までの期間によって、助成金の額が決まります。

(工事着手予定日・工事完了予定日) 計画確認申請書の記載と同じにしてください。

(助成金交付申請額) 次の区分により記入してください。

- 助成金 供用開始日から1年以内：20万円 2年以内：15万円 3年以内：10万円 10年以内：5万円 15年以内：3万円
- 便所改造加算 くみ取便所を水洗化する場合 5万円
- 屋内配管加算 やむを得ず屋内に汚水管を敷設する場合 5万円
- 浄化槽廃止加算 合併浄化槽を廃止する場合10万円 単独浄化槽を廃止する場合：5万円（複数の浄化槽がある場合であっても、1基分のみ）
- 上記の合計額が工事見積額より高い場合は、見積額が上限となります（千円未満切捨て）。